

(別紙1)

魚津市インバウンド誘客用プロモーション動画制作委託業務仕様書

1. 業務の目的

魚津市の観光資源や観光施設について、インバウンド向けの誘客及び認知度向上を目的としたプロモーション動画を制作し、コロナ収束後のインバウンド誘客促進のための海外現地でのプロモーション活動やSNSを活用した情報発信及び広告配信などで活用できる動画を制作するもの。

2. 業務の内容

(1) 企画制作

- ア. 制作する動画の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- イ. 動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ウ. 制作した動画のナレーション翻訳または字幕による翻訳表示を行う。
(翻訳言語は英語を必須とし、中国語(繁体字)等は可能な範囲で追加すること。)
- エ. 動画を収録したDVD及び記録媒体USBの複製・納品
- オ. その他、上記業務に付随する業務

(2) 動画制作

- ア. 魚津市インバウンド誘客用動画作品 2種類
 - ・プロモーション用動画 3分程度
 - ・SNS広告配信及び情報発信用動画 15秒～30秒程度

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 契約金額

1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

5. 契約金額の支払

契約金額の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

6. 企画について

(1) 制作する動画の構成

①外国人モデルの活用

アジア系の女性モデルを制作動画に活用し、主にアジア圏のエリアの国や地域をターゲットとして、台湾や中国、香港等からの外国人観光客の誘客に資するよう努めること。

②魚津市の観光資源等の活用

下記を参考として、魚津市ならではの魅力が、主にアジア圏のエリアの国や地域をターゲットとして、訪日旅行意欲のある外国人に伝わる場所やイベント、地域や季節のバランスに考慮して構成すること。映像の演出方法についても工夫した構成、内容とすること。

なお、特定の企業をPRするものにならないよう留意すること。

ア. 魚津市の自然

蜃気楼、埋没林、ほたるいか、僧ヶ岳(雪絵)、洞杉群、魚津の水循環(うおづのうまい水、片貝川)など

イ. 魚津市の観光資源

魚津水族館、魚津埋没林博物館、ミラージュランド、海の駅蜃気楼（蜃気楼展望地）、蜃気楼ロード）、サイクリングコース（ナショナルサイクルルート）、東山円筒分水槽、魚津駅前飲食店街「柿の木割り」など

ウ. 体験コンテンツ

漆芸体験、餅つき体験、乗馬体験、果樹狩り体験、浜焼きなど

エ. 魚津市の文化（イベント）

じゃんとこい魚津まつり（たてもん、蝶六、海上花火大会）、魚津しんきろうマラソン
全日本大学女子野球選手権大会、戦国のろし祭り、魚津神社祭礼、魚津八幡宮提灯みこし祭り、よっしゃこい CHOUROKU まつりなど

オ. 魚津市の食に関する事項

農業（りんご、ぶどう、なし、魚津米、カノコユリなど）

漁業（ウマヅラハギ、ほたるいか、カニ、ゲンゲ、紅ズワイガニ、バイ飯など）

その他（スウィーツショップ）

カ. 魚津市の歴史

米騒動（米騒動発祥の地）、魚津城跡、松倉城跡など

キ. その他

ミラたん、ありそドーム、桜、北陸新幹線、北陸自動車道魚津 IC など

③魚津市外の周辺観光地の情報の活用

魚津市の近隣自治体等にある、一定程度外国人の認知度がある観光地情報を活用し、魚津市から広域的に周遊できるイメージを盛り込むこと。

④翻訳について

翻訳言語は英語を必須とし、中国語（繁体字）等は可能な範囲で追加すること。また、翻訳は、制作動画のナレーション翻訳または字幕による翻訳表示など、より効果的な形で行うこと。

⑤その他

魚津市の認知度向上につながるような動画となるよう努めること。また、魚津市の位置や海外からのアクセス等について、必要に応じて視聴者に伝えられるよう工夫すること。

(2) 資料の収集

映像制作に必要な資料、映像等をできる限り多く収集すること。

(3) 参考資料

企画制作にあたり必要な情報は、魚津市公式ウェブサイト、魚津市史、魚津市商工観光課、魚津市観光協会ホームページ、各種観光パンフレット等を参考とすること。

7. 取材・撮影について

(1) スケジュール

受託者が提案する業務スケジュールに基づき撮影すること。

(2) ディレクション

映像のシナリオに基づき、ロケーションハンティングを行うこと。

8. 制作する映像について

(1) 映像の内容

ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージにあった BGM および効果音を付けること。

- (2) 映像の規格
画角（アスペクト比）を 16 : 9、
画質のクオリティをハイビジョン（1080 p 相当）とすること。

9. 成果物について

- (1) 成果物 インバウンド誘客用プロモーション動画（翻訳（音声又は字幕）付き）
- ・プロモーション用動画 3分程度
 - ・SNS 広告配信及び情報発信用動画 15 秒～30 秒程度
- (2) 数量
- ・動画データを保存した DVD 2 枚
 - ・動画データを保存した USB メモリ 2 個
- (3) 形式
- ・動画形式 MP4 1920×1080 pixels H.264
 - ・DVD-R 等適切な媒体に収録して提出すること（詳細は発注者と協議により決定）

10. 業務を遂行する上で遵守すべき要件

- (1) 業務の実施にあたり業務統括責任者を置くこと。
(2) 契約締結後、業務の実施計画および工程表を提出すること。
(3) 業務の進捗状況について、随時、発注者に報告すること。
(4) 取材、撮影等の日程について、随時、発注者と協議しながら実施すること。
(5) 成果物の品質について、納品前に発注者の承認を得ること。
(6) 業務の完了後はすみやかに業務完了届を提出すること。

11. 著作権の帰属等

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、および第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに発注者に無償で譲渡するものとする。
(2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

12. その他

- (1) 入場料、運賃、原材料購入費、謝礼、許諾料等、本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
(3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、魚津市個人情報保護条例を遵守すること。
(4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
(5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
(6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定

めるものとする。

- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。

13. 発注者

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市インバウンド推進実行委員会 会長 村椿 晃

事務局：魚津市役所商工観光課内

担 当：石川

連絡先：TEL：0765-23-1025 FAX：0765-23-1060 Mail：kanko@city.uozu.lg.jp